

県営土地改良事業調査計画実施要領

〔平成21年3月26日〕
〔農計第1551号〕

(趣旨)

第1条

この要領は、県営土地改良事業の調査計画（以下「調査計画」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条

この要領の対象となる事業は、次の各号に掲げる県営土地改良事業のうち土地改良法施行令（昭和24年政令第259号）第50条に定める要件に該当するものとする。

- (1) ほ場整備事業
- (2) 農道整備事業
- (3) かんがい排水事業
- (4) 畑地かんがい事業
- (5) 畑地帯総合整備事業
- (6) 農地防災事業
- (7) 農地保全施設事業
- (8) 農用地開発事業
- (9) 第1号から第8号に掲げる事業に準ずる事業

(実施の申請)

第3条

調査計画の実施を希望する市町村又は土地改良区等（以下「申請者」という。）は、調査計画の実施を希望する年度の前年度末までに県営土地改良事業調査計画実施申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）正副2部を所轄農林事務所長を経由して知事に提出するものとする。

(調査計画実施の決定)

第4条

知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、調査計画に実施を適当と認めるときは、申請者に対し県営土地改良事業調査計画実施決定通知書（様式第2号）により所轄農林事務所長を経由して通知するものとする。

2 調査計画の実施はおおむね1年ないし3年とする。

(費用の負担)

第5条

調査計画の実施に要する費用のうち、2分の1は申請者の負担とする。

2 知事は、調査計画の実施に際し、当該年度の調査計画に要する費用及び前項の規定による申請者の負担金の額を決定したときは、県営土地改良事業調査計画費負担金決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(負担金の納入承諾)

第6条

申請者は、前条の規定による通知を受けたときは負担金納入承諾書（様式第4号）正副2部を所轄農林事務所長を経由して速やかに知事に提出するものとする。この場合において、負担金の納入についてやむを得ず分納を希望するときは、併せてその旨の申し出を行うものとする。

（負担金分納の承諾）

第7条

知事は、前条の規定による分納を承認するときは、負担金分納承認書（様式第5号の1又は第5の2）により所轄農林事務所長を経由して通知するものとする。

（負担金の納入）

第8条

第6条の規定により負担金の納入承諾をした申請者は、知事等の発する納入伝票により指定された期日までに納入するものとする。

（内容の変更又は中止）

第9条

次の各号の一に該当するときは、知事は調査計画の内容の変更をし、又は中止することができる。

- （1）申請者の都合により申し出があったとき。
- （2）申請者がこの要領に違反したとき。
- （3）特に知事が必要を認めたととき。

（負担金の変更）

第10条

知事は、前条の規定により調査計画の内容を変更し、又は中止したときは、負担金変更通知書（様式第6号）により変更するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、負担金変更承諾書（様式第7号）正副2部を所轄農林事務所長を経由して速やかに知事に承諾するものとする。

3 前2項の規定による負担金については、第6条後段、第7条及び第8条の規定を準用する。

（協力義務）

第11条

調査計画の円滑な実施を図るため、申請者は次の事項について積極的に協力するものとする。

- （1）関係者に調査計画の趣旨徹底を図ること。
- （2）地区の営農改善計画を樹立すること。
- （3）当該土地改良事業計画と関連する道路改良、河川改修等他事業との調整を図ること。
- （4）受益者全員の同意を得ること。
- （5）受益地の確定、公図の確認、権利者の確認及び台帳の整備を行うこと。
- （6）換地計画に関する各種調査及び資料の整備を行うこと。
- （7）その他調査計画に必要な資料の整備を行うこと。

付則

この要領は、平成21年度に実施する調査計画から適用する。